

新居浜市上下水道施設包括委託事業の実施方針に関する質問・回答

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご質問	回答
1	実施方針	9	1	1	6	(1)	表 1	本事業の対象施設ごとの対象業務	水源施設と工水施設の改築実施設計は本事業の範囲外（市側にて実施設計）との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	実施方針	10	1	1	6	(2) (3)		付帯事業 任意事業	新居浜下水処理場において、付帯事業・任意事業として実施可能な事業用地をお示しくさい。	実施可能な下水処理場用地については、開示資料に追加します。
3	実施方針	10	1	1	6	(2) (3)		付帯事業 任意事業	任意事業を実施する事業用地の有償貸付の費用はどのように算定されますか、また当該事業用地について、補助金の返還が必要な用地となりますか。	新居浜市下水処理場は、補助事業等により取得した土地のため、補助金の返還が必要な場合があります。貸し付けの費用は、新居浜市下水道条例等で算定します。
4	実施方針	10	1	1	6	(2) (3)		付帯事業 任意事業	①消化ガスを活用した付帯事業・任意事業の提案は可能でしょうか。②消化ガスについて現在住友共同電力へ供給（貴市HP）となっていますが、供給に関わる契約はどのようなものでしょうか。③当該契約は事業開始後に事業者引き継がれ、供給の義務が生じるのでしょうか。	①消化ガスを活用した提案は可能であるが、市で検討中の事業により制約が発生する場合があります。 ②消化ガスについて、発生した全量を売渡すこととしており、令和10年9月30日までの契約期間を予定しています。 ③当該契約は事業開始後も継続するため供給義務は生じます。
5	実施方針	15	2	3	3			応募企業、応募グループ構成員に求められる参加資格要件（業種別）	「再委託企業」とは、応募グループの構成員・協力企業以外の企業を示し、応募時に企業名の公表・審査は必要無く、構成員に代わって業務を実施する場合において、新居浜市の入札（見積）参加資格の認定を受けることで良いでしょうか。	応募時において資格要件ごとに予定する担当企業（再委託先含む）を提示いただきます。なお、再委託先についての確約までは求めません。
6	実施方針	18	2	4	7			付帯事業及び任意事業に関する予備的審査	「附帯提案事業及び任意事業を提案する場合は、参加資格終了前に提案概要書を提出・・・」とありますが、この提案概要書の提出は、令和7年12月頃と考えてよろしいでしょうか。	提案概要書の提出のタイミングを、参加資格確認申請書と同時にする方向で検討中です。詳細は募集要項公表時に示します。
7	実施方針	10	1	1	7			事業期間	規定文中「契約書」と規定されていますが、文中の「事業契約書」との違いは、ありますでしょうか。	事業契約書と同義です。
8	実施方針	7	1	1	4			本事業の対象施設	「なお、改築により整備された施設及び新たに整備された施設については、工事毎に完工したものから上記に含まれるものとする。」と規定されていますが、市が実施予定である「乾燥工程の導入」も当該規定に該当しますでしょうか。また、導入スケジュールが明確でないことが想定されるため、導入決定後、変更契約となる理解でよろしいでしょうか。	「改築により整備された施設」とは現在の施設を更新した施設を示します。「新たに整備された施設」とは管路の面整備等により新たに布設された管路等を想定しており、あらたな事業に関する施設に関しては現状では想定しておりません。
9	実施方針	10	1	1	6	(1)		義務事業	※2の管理方法について、要求水準書（素案）質疑回答No. 333及び334の方針に変更はないという理解でよろしいでしょうか。 ※協議により、市が管理しているものとは別途GISを基盤としたシステムを導入可及び既存システムへの登録は不要。	ご認識のとおりです。
10	実施方針	10	1	1	6	(3)		任意事業	任意事業に活用可能な本事業用地及び施設（有償とのことですので費用）の情報について提供願います。	No. 2及びNo.3と同じ
11	実施方針	10	1	1	7			事業期間	業務準備期間の確保として事業契約の締結を12月から10月に変更いただいたと認識しています。 一方で、事業契約の締結として、議会承認の有無（予定）についてご教示願います。通常議会であれば、9月かと想定されますので、基本協定の締結後9月中に事業契約について、市及び事業者で合意が必要という認識でしょうか。	事業契約の締結に関して、議会承認の必要はありません。
12	実施方針	11	1	1	9			改築工事に関する留意事項	当該規定文の効力は、事業全てに及ぼしますでしょうか。 要求水準書（素案）質疑No. 360において、他の単独事業も含めて優先順位を検討し、実施していくことを想定しています。と回答をいただいております。特に管路施設が対象となると想定しますが、設計の必要性について確認するものです。	「1－9．改築工事に関する留意事項」については本事業において実施する改築工事に関する留意事項となります（更新実施型の対象施設を指します。）。
13	実施方針	12	1	1	10			プロフィットシェア	プロフィットシェアの対象として、提案時点における任意事業の実施によるコストの縮減は、対象とならないと理解しています。一方で、事業期間中に任意事業を提案し、承諾され、この事業に起因した維持管理費の縮減が認められた場合、プロフィットシェアの対象となりますでしょうか。	実施方針で定義している任意事業とは独立採算の事業を指すものであるためプロフィットシェアの対象ではありません。要求水準及び事業契約書で定めることを予定しております。施設改良等に伴う維持管理費の縮減をプロフィットシェアの対象と想定しています。
14	実施方針	15	2	3	3			応募企業、応募グループ構成員に求められる参加資格要件（業務別）	「再委託企業」の定義についてご教示願います。	SPCもしくは応募グループの構成員または協力企業から業務を委託される応募グループ外の企業を指します。
15	実施方針	15	2	3	3			応募企業、応募グループ構成員に求められる参加資格要件（業務別）	再委託企業についても参加資格の認定を受けること。と規定されていますが、再委託予定企業を明示する必要がありますでしょうか。なお、当該企業については、応募企業間での重複は認められるという認識でよろしいでしょうか。	前者については、No. 5)に同じ。 後者についてはご認識のとおりです。

新居浜市上工下水道施設包括委託事業の実施方針に関する質問・回答

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご質問	回答
16	実施方針	15	2	3	3	(1)	エ	設計を担当する企業	下水道施設（処理場施設、管路施設）の更新計画の策定については、応募企業又は応募グループ構成員が実施すべきと理解しました。 この他、再委託禁止事項について募集要項等に規定されると考えますが、現時点での想定がありましたらご教示願います。	下水道施設の更新計画策定及び水道・工業用水道改築年次計画見直し以外の設計業務について、再委託は禁止しません。
17	実施方針	16	2	3	3	(2)	エ	工事を担当する企業	更新実施型の場合、SPCから構成員以外の地元企業等への発注も考えられますが、応募企業又は構成員が建設法の許可を必ず有している必要性がありますでしょうか。	応募企業または構成員が(2)ア①の要件を満足している上で、工事の発注先が建設業の許可を有していることを求めます。
18	実施方針	16	2	3	3	(3)	ウ	運転管理・保守管理を担当する企業	維持管理業務については、応募企業又は応募グループ構成員が実施すべきと理解しました。 この他、再委託禁止事項について募集要項等に規定されると考えますが、現時点での想定がありましたらご教示願います。	運転管理・保守管理に関して、業務のマネジメントに関する業務や調達管理業務については再委託禁止と想定しています。
19	実施方針	17	2	3	4			応募の留意点	入札に参加できない工事の範囲について「更新支援型」及び「D+CM」という認識でよろしいでしょうか。	本事業で実施する詳細設計及び施工管理の対象となる工事のうち、市で入札を実施する工事となります。
20	実施方針	20	3	3	3	(2)		改築工事	工事施工について、市から応募企業又は応募グループ構成員に発注し、工事を実施するという規定にみえます。更新実施型の場合、SPCから構成員以外の地元企業等への発注も考えられますが、市の想定を改めてご教示いただけないでしょうか。	工事施工についてはSPCから構成員以外の地元企業等への発注も可能となりますが、工事の監督、マネジメントに関する内容は応募企業又は構成員が実施すべきものとします。
21	実施方針	15	2	3	3			応募企業、応募グループ構成員に求められる参加資格要件（業務別）	再委託企業の定義についてご教示ください。再委託企業とは、出資企業及び協力企業を含まないのでしょうか。	No. 14に同じ。
22	実施方針	20	3	3	3	(2)		改築工事	「事業者は、週間・月間工事工程表を作成し定期的に工事施工、工事監理の状況について報告を行うとともに市が要請した時期に出来高検査を受ける。」とありますが、「定期的」の具体的な頻度をご教示いただけますでしょうか。	現状の運用では週に1回の報告をいただいています。今回の事業に際しては、事業者と協議の上、現状と同等程度の情報共有が可能なことを前提に、報告頻度を設定することを想定しています。
23	実施方針	21	3	3	3	(5)		事業評価委員会	「事業途中及び事業終了後に、本事業の実施状況及び効果を確認するために開催する。」とありますが、事業途中には何回程度の開催を想定しておられるのでしょうか。	5年ごとの2回を予定しています。
24	実施方針	41	5	1				事業契約に定めようとする事項	事業契約にはサービス対価の改定に関する事項も規定されると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
25	実施方針	42	6	1	2	(1)	ウ	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	事業者は市に生じた損害を賠償するとありますが、違約金は設定されないと理解してよろしいでしょうか。	事業者の帰責事由による契約解除時や特定の違反行為（例：談合等不正行為）に対しては違約金を設定します。発注者や第三者に損害を与えた場合、違約金を超過する損害額について、損害賠償請求する場合があります。詳細につきましては募集要項公表時に示します。
26	実施方針	42	6	2				金融機関又は融資団と市との協議	本事業では、改築等の実施にあたって事業者側での資金調達を前提とされているのでしょうか。	任意事業など、事業者から資金調達の提案があった場合を想定しています。
27	実施方針	46	別紙1					リスク分担（案）の資金調達	事業者が資金調達を行うことを前提とした事業を想定しておられるのでしょうか。	No. 26に同じ。
28	実施方針	46	別紙1					リスク分担（案）の国庫補助金の不足	国庫補助金が要望どおり充当されない場合のリスクの分担方法として、 ①単純に要求水準未達の責を問わない ②計画どおり改築ができるように単費にて貴市に負担いただく ③改築できないことで生じた維持管理費の増加費用を貴市に負担いただくの3通りがあると考えております。状況に応じて個別判断になるかと存じますが、基本的な考え方としてどのようなリスク負担を想定しておられるのでしょうか。	基本的には、①の要求水準未達の責を問わないことを想定しているが、改築の中止・延期により生じた修繕費用については、各事業の費用の中で調整を行うこととなりますが、対応できない範囲については個別に協議を行うこととなると想定しています。。
29	実施方針	47	別紙1					リスク分担（案）の技術革新	本項目については、例えば新技術の採用に係る費用を貴市に負担いただき、それに伴い運営費用が削減される場合には削減額の一部を貴市と事業者でシェアするプロフィットシェアにつながるものであると考えております。どのような観点で本項目を「リスク」として整理されたのかご教示いただけますでしょうか。	新技術の採用し実施した結果、従前の手法よりも費用が増加した場合を想定しています。
30	実施方針	9	1	1-6	(1)			本事業の対象施設ごとの対象業務 表 1	雨水ポンプ場の廃棄物管理において、廃棄物の収集運搬・処分（処分契約含む）は事業者の対象業務外との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業者の対象業務となります。 なお、廃棄物の運搬・処分に際して、事業者は下水道管理者の補助者であり、事業者による行為は自ら処理に該当します。
31	実施方針	9	1	1-6	(1)			本事業の対象施設ごとの対象業務 表 1	樋門・スクリーンの夾雑物等の収集運搬・処分（処分契約含む）は、事業者の対象業務外との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No. 30に同じ。

新居浜市上下水道施設包括委託事業の実施方針に関する質問・回答

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご質問	回答
32	実施方針	10	1	1-6	(1)			本事業の対象施設ごとの対象業務 表 1	表 1 の注釈※4で、市が指定する業者の事由により、当該企業に委託できないときは、事業者が任意の業者に委託することは可能でしょうか。ご教示ください。	委託可能な業者を市が指定するため、当該事象の発生は想定していませんが、当該事象が発生した場合は協議を行うことと想定される。
33	実施方針	11	1	1-8	(2)			附帯事業	募集要項等にて具体的に記載されるものと思慮しますが、基本的には交付金対象事業のみが対象となるのでしょうか。	交付金対象事業に限りません。
34	実施方針	14	2	3-1	⑤			応募者の構成	「その他、構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。」とありますが、構成員の変更には、代表企業も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご認識のとおりです。
35	実施方針	14	2	3-1	⑥			応募者の構成	「・・・応募企業又は構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又は構成員となることは認めない。・・・」とありますが、「3-3」に記載されている再委託企業は、同時に他の応募企業又は応募グループの再委託企業となれるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご認識のとおりです。
36	実施方針	15	2	3-3				応募企業、応募グループ構成員に求められる参加資格要件	「なお、再委託企業についても・・・」とありますが、再委託企業とは、構成員ではなく、SPC又は構成員から再委託を受ける企業との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	SPCまたは構成員から業務を委託される構成員外の企業を指します。
37	実施方針	15	2	3-3				再委託企業	3-1.「応募者の構成」より、協力企業とは、応募グループのうちSPCへの出資を行わない企業と理解しております。一方で、3-3における再委託企業とは、応募グループに含まれない企業のことであり、各参加要件（業務別）を満たす企業でしょうか。参加要件に記載されている実績要件以外の業務を再委託する場合、再委託企業と定義されますでしょうか。	参加要件に記載されている実績要件以外の業務を再委託する場合の委託先企業も含め、再委託企業と呼びます。
38	実施方針	15	2	3-3	(1)			設計を担当する企業	①～⑦の各実績は、共同企業体や再委託による場合も実績と認められるのでしょうか。また、平成27年度以前の実績でも認められるのでしょうか。ご教示ください。	共同企業体での実績については、各業務について担当であったことが確認できる資料の提示があれば実績として認めるものとします。再委託については実績として認めません。実績は平成27年度以降の実績のみとします。（修正します）
39	実施方針	16	2	3-3	(3)			運転管理・保守管理を担当する企業	①②⑤の実績は、実施年数が1年未満でも契約が完了していれば実績として認められるのでしょうか。ご教示ください。	認めるものとします。
40	実施方針	16	2	3-3	(3)	ア	①	運転管理・保守管理を担当する企業	処理場施設の運転管理・保守管理に関する業務実績は、共同企業体や再委託による場合も実績と認められるのでしょうか。また、平成27年度以前の実績でも認められるのでしょうか。ご教示ください。	共同企業体での実績については、運転管理業務の担当であったことが確認できる資料の提示があれば実績として認めるものとします。再委託については実績として認めません。実績は平成27年度以降の実績のみとします。（修正します）
41	実施方針	17	2	3-3	(3)	ウ		運転管理・保守管理を担当する企業	後段に「なお、運転管理・保守管理に関する実績は全て出資企業が満たす必要がある。」とありますが、運転管理又は保守管理の実績がない企業は出資企業にならない、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	出資企業になることは認めますが、各実績については出資企業のいずれかが必ず満足するようにしてください。
42	実施方針	18	2	4-7				附帯事業及び任意事業に関する予備的審査	「附帯提案事業及び任意事業を提案する場合は、参加資格審査終了前に、附帯提案事業及び任意事業に関する提案概要書を市に提出すること」と記載されています。なお、13ページのスケジュール（予定）では、参加表明書及び参加資格確認申請書等の受付が令和7年12月、参加資格確認結果の通知が令和8年1月、と記載されています。附帯提案事業及び任意事業に関する提案概要書は、令和7年12月～令和8年1月に提出するとの理解でよろしいでしょうか。	提案概要書の提出のタイミングを、参加資格確認申請書と同時にする方向で検討中です。詳細は募集要項公表時に示します。
43	実施方針	18	2	4-7				附帯事業及び任意事業に関する予備的審査	「・・・市は提案のあった附帯提案事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。」と記載されています。附帯提案事業及び任意事業の実施可否判断は、新居浜市上下水道事業ウォーターPPP審査委員会とは別に行われ、優先交渉権者選定には影響しないとの理解でよろしいですか。	市による予備的審査は優先交渉権者の選定に影響しません。実施可と判断した内容について詳細な提案をいただき、ウォーターPPP審査委員会が最終的な実施可否を審査します。なお、優先交渉権者の選定における評価基準に該当するかについては、募集要項公表時に示します。

新居浜市上下水道施設包括委託事業の実施方針に関する質問・回答

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご質問	回答
44	実施方針	18	2	4-7				附帯事業及び任意事業に関する予備的審査	「…市は提案のあった附帯提案事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。」と記載されています。 あくまでも実施可否の判断であり、実施を約束するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	実施義務の設定については募集要項公表時に示します。
45	実施方針	46		別紙 1				表 リスク分担(案)(1/3) 不可抗力	不可抗力リスクにおけるリスクの内容、下段にある「中」は、「中止」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご認識のとおりです。
46	実施方針	46		別紙 1				表 リスク分担(案)(1/3) 契約不適合リスク	契約不適合リスクにおけるリスクの内容、上段にある事業開始以前の事象に由来する瑕疵について、水槽や埋設管など事業前に確認できない箇所の物理的瑕疵は、業務開始以前の事象に由来する瑕疵として、発注者の負担との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご認識のとおりです。